

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

事業系廃棄物の収集及び運搬に係る処理手数料の廃止並びに特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 380 号）の公布による。

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の一部を改正する条例

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成5年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表第1（第44条関係）			別表第1（第44条関係）		
種類	区分	手数料	種類	区分	手数料
ごみ及び燃えがら	家庭廃棄物のうち第30条の4第1項の規定により指定収集袋で排出するもの	<u>特小袋（容量5リットル相当）1枚につき 10円</u> <u>小袋（容量10リットル相当）1枚につき 20円</u> <u>中袋（容量20リットル相当）1枚につき 40円</u>	ごみ及び燃えがら	家庭廃棄物のうち第30条の4第1項の規定により指定収集袋で排出するもの	<u>特小袋（容量5リットル相当）1枚につき 10円</u> <u>小袋（容量10リットル相当）1枚につき 20円</u> <u>中袋（容量20リットル相当）1枚につき 40円</u>

	<u>大袋（容量40リットル相当）1枚につき 80円</u>
家庭廃棄物（第30条の4第1項に規定する家庭廃棄物に限る。）にあっては、臨時に排出するもの	<u>1キログラムにつき40円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものにあっては、1キログラムにつき30円</u>
家庭廃棄物のうち別表第2に定める粗大ごみ	<u>別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき10点まで1,000円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものにあっては、1キログラムにつき30円。以下この項において同じ。</u>  <u>別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき11点から13点まで 1,300円</u>

	<u>大袋（容量40リットル相当）1枚につき 80円</u>
家庭廃棄物にあっては臨時に排出するもの（再利用の可能なせん定枝で自ら運搬をするものを除く。）	<u>1キログラムにつき 40円</u>
家庭廃棄物のうち別表第2に定める粗大ごみ	<u>別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき10点まで 1,000円</u>
	<u>別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき11点から13点まで 1,300円</u>

	<p><u>別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき14点から16点まで</u> <u>1,600円</u></p>		<p><u>別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき14点から16点まで</u> <u>1,600円</u></p>
	<p><u>別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき17点から19点まで</u> <u>1,900円</u></p>		<p><u>別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき17点から19点まで</u> <u>1,900円</u></p>
	<p><u>別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき20点</u> <u>2,000円</u></p>		<p><u>別表第2に定める品目の点数の合計が1回につき20点</u> <u>2,000円</u></p>
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物	<p><u>1台につき</u> <u>2,000円</u> (市が収集及び運搬したものに限る。)</p>	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物	<p><u>1台につき</u> <u>2,000円</u></p>

<p>事業系廃棄物にあって は、臨時に排出するも <u>のうち、市長の指定</u> <u>する処理施設に運搬し</u> <u>たもの</u></p>	<p><u>1キログラムにつき 40円</u></p>	<p>事業系廃棄物にあって は臨時に排出するもの</p>	<p><u>1キログラムに</u> <u>つき</u> 55円</p>	<p><u>1キログラムに</u> <u>つき</u> 40円</p>
<p>事業系廃棄物にあって は、1日平均10キログ ラム以上を排出するも <u>のうち、市長の指定</u> <u>する処理施設に運搬し</u> <u>たもの</u></p>	<p><u>1キログラムにつき 40円</u></p>	<p>事業系廃棄物にあって は1日平均10キログラ ム以上を排出するもの</p>	<p><u>1キログラムに</u> <u>つき</u> 55円</p>	<p><u>1キログラムに</u> <u>つき</u> 40円</p>
<p>事業系廃棄物にあって は、1日平均10キログ ラム未満を規則で定め る収集袋により排出す るもの</p>	<p><u>収集袋（容量40リットル相当）1</u> <u>枚につき 80円</u></p>	<p>事業系廃棄物にあって は、1日平均10キログ ラム未満を規則で定め る収集袋により排出す るもの</p>	<p><u>収集袋（容量40</u> <u>リットル相当）</u> <u>1枚につき</u> 80円</p>	
<p>事業系廃棄物にあって は、再利用の可能なせ ん定枝のうち、市長の <u>指定する処理施設に運</u> <u>搬したもの</u></p>	<p><u>1キログラムにつき 20円</u></p>	<p>事業系廃棄物のうち再 利用の可能なせん定枝</p>	<p><u>1キログラムに</u> <u>つき</u> 20円</p>	

動物の死体	一般家庭から排出されるもの（所有者不明の動物を除く。）	<u>1体につき4,000円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものは、1体につき、3,000円</u>
略	……略……	……略……

備考 特定家庭用機器とは、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）に規定する次のものをいう。

- (1) ……略……
- (2) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
  - ア ……略……
  - イ 液晶式のもの及び有機エレクトロルミネセンス式のもの（いずれも電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものと除く。）並びにプラズマ式のもの
- (3) 及び(4) ……略……

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

動物の死体	一般家庭から排出されるもの	<u>1体につき 4,000円</u>	<u>1体につき 3,000円</u>
略	……略……	……略……	……略……

備考 特定家庭用機器とは、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）に規定する次のものをいう。

- (1) ……略……
- (2) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
  - ア ……略……
  - イ 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものと除く。）及びプラズマ式のもの
- (3) 及び(4) ……略……